

# 令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（里地調査）に係る参加希望書類の募集要領

## 1 総則

令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（里地調査）に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（里地調査）

### (2) 業務内容等

別添仕様書（案）のとおり。

### (3) 履行期限

令和9年3月26日

## 3 応募要件

### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### (2) 業務実績に関する要件

- ① 里地における広域（北海道、本州、四国及び九州地方の各1か所以上）的な動植物の生息・生育状況調査実施の経験があること。
- ② 調査結果の収集・集計・整理を行う者が、里地における動植物の調査に関する資格または実績を有していること。

## 4 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

この参加者確認公募募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

### (1) 提出先

山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1  
環境省自然環境局生物多様性センター 保全科 担当：雨宮  
TEL：0555-72-6033

### (2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（biodic\_webmaster+env.go.jp（+はアットマークに変更してください））により提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

### (3) 受付期限

令和8年3月2日（月）17時まで（持参の場合は12時～13時を除く。）

### (4) 回答

令和8年3月6日（金）17時までに、環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>請負業務「参加者確認公募(役務)」>「本件」の「公告」下段に掲載する。

[https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/index\\_sanka.html](https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/index_sanka.html)

## 5 提出書類、提出期限等

### (1) 提出書類

- ① 令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（里地調査）に係る参加希望書類（別添様式参照）
- ② 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

### (2) 提出期限等

- ① 提出期限  
令和8年3月11日（水）17時
- ② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先  
4（1）に同じ。

### (3) 書面による提出の場合

- ① 提出部数  
7部
- ② 提出方法  
持参又は郵送（提出期限必着）による。  
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
- ③ 提出場所  
4（1）に同じ。

### (4) 電子による提出の場合

- ① 提出方法  
電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。  
※1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）  
※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- ② 提出場所  
電子メールの場合:biodic\_webmaster+env.go.jp（+はアットマークに変更してください）  
DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：4（1）に同じ。

### (5) 提出に当たっての注意事項

- ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時まで（12時～13時は除く）とする。
- イ 郵送する場合は、封書の表に「令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（里地調査）」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった参加希望書類は、無効とする。
- ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- オ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 参加希望書類は、環境省において、参加希望書類の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、契約相手になった者が提出した参加希望書類は、

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

## 6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

## 7 参加希望書類の審査

- (1) 環境省において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和8年3月16日（月）までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせることがあるので、参加希望書類提出後、（1）の通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかいない場合にあつては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあつては、一般競争入札の手続きに移行することとする。

## 8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口  
4（1）に同じ
- (3) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札の手続きに移行した場合には、開札時まで当該資格の認定を受ける必要がある。
- (4) 契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降となる。  
また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

## 質問書

業 務 名	令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（里地調査）
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL： FAX：
	E-mail：
質 問 事 項	

(別紙)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（里地調査）  
に係る仕様書（案）

1. 件名

令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（里地調査）

2. 業務の目的

生物多様性国家戦略に基づき平成15年度に開始された重要生態系監視地域モニタリング推進事業（以下、「モニタリングサイト1000事業」という。）は、我が国の代表的な生態系の状態を長期的かつ定量的にモニタリングすることにより、種の増減、種組成の変化をはじめとした生態系の変化等を検出し、適切な生物多様性保全施策に資することを目的としている。

本業務では、モニタリングサイト1000事業のひとつである里地調査（以下、「里地調査」という。）において、全国の調査サイトで指標となる生態系を構成する要素に関する調査を実施し、生態系の状態を把握すると共に、現地調査主体による調査データの入力から事務局による調査データの統合の作業（以下、「データ処理」という。）を省力化することを目的とする。

3. 業務の内容

本業務は、事務局として現地調査主体への調査依頼、調査結果の収集等を行うと共に、データ処理の省力化、第5期とりまとめ方針の作成、第6期方向性の検討等を実施するものである。

(1) 業務実施計画書の作成及び打ち合わせ

請負者は、業務実施前に業務実施計画書（案）を作成し、業務の進め方について環境省自然環境局生物多様性センター担当官（以下「環境省担当官」という。）と打合せを行い、業務実施計画書を確定する。ほか、業務期間中に打合せを2回行い、合計3回打合せを行う。なお、打合せはウェブ会議システムでの実施を想定する。打合せ終了後速やかに打合せ概要をとりまとめ、環境省担当官宛に送付し、環境省担当官の承認を得て確定すること。

(2) 検討会等の開催

里地生態系に詳しい学識経験者等7名（添付資料1を想定）を委員とした検討会を1回開催し、(3)～(9)の実施状況等について報告する。また、委員が欠席した場合には、当該委員へのヒアリングを行うことをもって代えるものとする。検討会の実施に際しては、謝金を委員1名に対して18,000円程度支給するとともに、ヒアリングの実施に際しては、謝金を委員1名1時間当たり6,000円程度（最大2時間）支給すること。なお、検討会等はウェブ会議システムでの実施を想定する。

検討会等の庶務は請負者が担う。請負者は、検討会の資料を作成し、環境省担当官と調整した上で、事前に委員に電子データを送付する。検討会等の当日においては議

事進行や書記等、補助業務を行う。検討会等の終了後には、環境省担当官の指示する手順に従い、議事録（議事の経過と各出席者の発言趣旨が把握できるもの）及び議事概要（議事の要点を簡潔にまとめたもの）の案を速やかに作成し、委員への確認を行った上で確定する。

### （3）調査の実施

添付資料2に掲げるコアサイト（計10サイト）及び準コアサイト（計8サイト）において、複数にわたる調査項目を確実に実施するため、同資料に記載する現地調査のコーディネートを行う団体に対し、各項目の現地調査主体の確保、現地調査実施に係る連絡・調整、調査データの収集・管理を行うコーディネート業務を実施させる。なお、コーディネート費として、コアサイトについては1サイト当たり282,000円、準コアサイトには1サイト当たり188,000円支払うこととする。

また、添付資料3に掲げる一般サイト（計182サイト）に関して、該当する調査項目の調査を現地調査主体に依頼する。なお、一部の現地調査主体の名称や、各主体の連絡先等については、個人情報保護等の観点から、業務開始後に環境省担当官から提示するものとする。

現地調査の依頼に当たっては、現地調査主体に対して本業務の目的を説明し、調査データの公開が前提であることに同意を得た上で依頼するものとする。また、各調査サイトの市民調査員1000名程度に対して、ボランティア活動保険（1人あたり150円程度を想定）の加入手続きを行うこと。

各調査サイトにおける調査項目等は添付資料2及び添付資料3を参照のこと。また、調査内容については、生物多様性センターウェブサイトに掲載している以下の調査マニュアルのとおりとする。

#### 植物相調査

[https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/1Plant\\_Manual\(ver3.1\)\\_s.pdf](https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/1Plant_Manual(ver3.1)_s.pdf)

#### 鳥類調査

[https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/2Bird\\_Manual\(ver3.1\)\\_s.pdf](https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/2Bird_Manual(ver3.1)_s.pdf)

#### 中・大型哺乳類調査

[https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/4Mammal\\_Manual\(ver4.2\).pdf](https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/4Mammal_Manual(ver4.2).pdf)

#### カヤネズミ調査

[https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/5HrvstMouse\\_Manual\(ver3.1\)\\_s.pdf](https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/5HrvstMouse_Manual(ver3.1)_s.pdf)

#### カエル類調査

[https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/6Frog\\_Manual\(ver3.1\).pdf](https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/6Frog_Manual(ver3.1).pdf)

#### チョウ類調査

[https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/7Butterfly\\_Manual\(ver3.1\)\\_s.pdf](https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/7Butterfly_Manual(ver3.1)_s.pdf)

#### ホタル類調査

[https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/8Firefly\\_Manual\(ver3.1\).pdf](https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/8Firefly_Manual(ver3.1).pdf)

#### 人為的インパクト調査

[https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/9Impact\\_Manual\(ver3.1\).pdf](https://www.biodic.go.jp/moni1000/manual/9Impact_Manual(ver3.1).pdf)

なお、調査マニュアルにおいて事務局から貸与・支給するとされている機材のうち、中・大型哺乳類調査で用いる自動撮影カメラについては、生物多様性センターから貸与する。また、環境省から貸与される機器については、適正に管理すると共に、その数量及び破損・損失等の状況を把握しておくこと。なお、破損・損失等があった場合には速やかに環境省担当官に報告すること。機材の初期不良の確認及び各サイトへの機材の配布（5サイト程度を想定）、並びにその他（廉価な消耗品等）の準備については、原則として請負者において実施するものとする。

#### (4) 調査データの収集

調査データについて、以下の作業を行う。

- 1) 現地調査主体より令和8年1月から12月までの入力済みの結果入力用フォームを収集する。
- 2) 環境省担当官から提供を受けた令和7年8月から12月の結果入力用フォームについて、1次チェック（論理チェック（空欄、誤記等のエラーチェック）、生物学的チェック（誤同定、誤報告等のエラーチェック）及び現地調査主体への問合せ）を行い、1次チェック済み結果入力用フォームを作成する。
- 3) 環境省担当官から提供を受けた令和5年1月から令和7年12月の結果入力用フォームについて、2次チェック（過年度データとの整合性等のエラーチェック及び現地調査主体への問合せ）を行い、2次チェック済み結果入力用フォームを作成する。

(参考) 里地調査におけるデータ処理の進捗状況

データの範囲	現地調査主体からの結果入力用フォーム収集	1次チェック	2次チェック
～令和4年12月	(実施済み)	(実施済み)	(実施済み)
令和5年1月～令和7年7月	(実施済み)	(実施済み)	●
令和7年8月～12月	(実施済み)	●	●
令和8年1月～12月	●		

●：本業務で実施する事項

また、中・大型哺乳類調査に関しては、同定が困難な写真について確認・調整・整理のうえ、69,000枚程度について専門家へ同定を依頼し、550枚当たり6,100円を支払うこととする。

調査データのうち、写真や地図等、著作物性のあるものについては、調査者と使用許諾又は著作権の移転の手続きを行うこと。

また、各調査サイトにおいて自然環境保全上緊急性が高い、あるいはトピック性の高い事象が確認された場合には、随時速やかに環境省担当官に報告するものとする。

#### (5) 調査講習会の開催

調査精度が維持されるよう現地調査主体の調査技術の習得等を目的とした調査講習会を1回開催する。講習会の資料作成などの庶務等についても検討会と同様に請負者が担うものとする。なお、調査講習会はウェブ会議システム等の活用を想定する。また、講習会について録画し、現地調査主体への見逃し配信を行うこと。

#### (6) データ処理の省力化

データ処理について省力化するため、以下の事項を実施する。

##### 1) 人為的インパクト調査の見直し

人為的インパクト調査を第5期（2023年度～2027年度）で終了するにあたり、これまでに人為的インパクト調査を実施した28サイトの現地調査主体に対し、調査のレビュー及び終了に向けた案内文を作成し、送付する。なお、調査のレビューは人為的インパクト調査に精通した有識者に確認した上、作成を行うこと。

##### 2) 中・大型哺乳類調査の専門家による同定の見直し

令和10年度より、現地調査主体から同定の要請があった写真のみ専門家による同定を実施するため、その実施フローを整理するとともに、結果入力用フォームを改訂する。また、現地調査主体に対し、新たな実施フロー及び結果入力用フォームの導入に向けた案内文を作成し、送付する。

##### 3) 新たな調査マニュアル及び結果入力用フォーム ver. 6 への移行

令和9年度以降に、令和7年度に作成した新たな調査マニュアル及び結果入力用フォーム ver. 6 を用いた調査を実施するため、現地調査主体に対し、新たな調査マニュアル及び結果入力用フォーム ver. 6 の導入に向けた案内文を作成し、送付する。案内文には、令和9年度以降に作成する毎年の調査報告書の変更点についても記載すること。

##### 4) 調査結果データベースのデータ項目の整理・削減

結果入力用フォーム ver. 5 以前をもとに作成した調査結果データベースのデータ項目について、結果入力用フォーム ver. 6 を用いて収集するデータのデータ項目をふまえた修正事項を整理し、調査結果データベースを修正する。また、これらのデータを統一して解析するための注意事項を整理し、解説書を作成する。

作業にあたっては、データ解析に精通した有識者3名程度に対しヒアリングを行い、ヒアリング終了後は速やかに記録簿を作成し、環境省担当官に提出する。謝金は、1人に対して1時間につき6,000円程度を支給する（最大2時間）。なお、ヒアリングはウェブ会議システム等を想定する。

#### (7) 広報用資料の作成

生物多様性センターで発行している広報用冊子「モニタリングサイト1000ニュースレター」の記事のうち、里地調査に関する原稿を作成する。原稿は400字程度とし、

原稿に添える写真または図を1～2枚作成意する。原稿の作成時期等については環境省担当官の指示に従うこと。

(8) 第5期とりまとめ方針の作成

第5期（2023年度～2027年度）調査期間終了後、里地生態系の現状や変化についてとりまとめ資料を作成することとなっている。とりまとめに先立ち、第4期とりまとめ報告書の内容を踏まえ、第5期調査結果のとりまとめ方針案、とりまとめ報告書の目次案及び解析WG体制案を作成し、(2)の検討会に諮る。

また、第5期とりまとめ報告書に掲載するため、現地調査主体に対して令和9年度以降に実施予定である、調査結果活用事例アンケートの内容及びアンケート結果のとりまとめ方法について案を作成し、(2)の検討会に諮る。

(9) 第6期方向性の検討及び調査継続確認アンケートの実施

第5期調査が2027年度で終了し、2028年度より第6期調査が開始されることから、現在のサイト配置の現状データ及び課題を整理するとともに、第6期の一般サイト募集の要件や優先度等の方向性について整理し、(2)の検討会に諮り、決定する。決定した方向性を踏まえて、第6期の一般サイト募集の予備告知を行うこと。

方向性の整理に当たっては、データ解析に精通した有識者1名程度に対し、ヒアリングを行うこと。ヒアリング終了後は速やかに記録簿を作成し、環境省担当官に提出する。謝金は、必要に応じ調整の上、1人に対して1時間につき6,000円程度を支給する（最大2時間）。なお、ヒアリングはウェブ会議システム等を想定する。

また、現在の一般サイトについて、継続条件を整理し、条件を満たさないサイトに対し通知を行うとともに、全ての一般サイトに対し調査継続の意思を確認するアンケートを実施する。

(10) 報告書の作成

(1)から(9)までの業務で実施した事項を記した「業務報告書」を作成する。また、「業務報告書」から「(3)調査の実施」「(4)調査結果の収集」で実施した事項を抜粋し、「調査報告書」を作成する。

4. 業務実施期間

契約の締結日から令和9年3月26日まで

5. 成果物

請負者は、上記業務内容を取りまとめ、以下に定めるとおり提出するものとする。

- a 業務報告書：4部（A4判、200頁程度）
- b 調査報告書：15部（A4判、10頁程度）
- c 以下の電子ファイルを保存した電子媒体（DVD-R）：2式
  - c-1 上記a及びbの電子版
  - c-2 3. (4)で作成した1次及び2次チェック済み結果入力用フォーム

c-3 3. (6) で作成した資料一式

c-4 生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムのメタデータ (※1) 一式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。なお、後述する「情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制に係る書面」及び「資材確認票」についても併せて納めること。

収集したデータの整理や取り扱いにあたっては、令和5年3月に策定した「自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン」（環境省自然環境局生物多様性センター）（以下、「ガイドライン」という。）を参考とすること。なお、「ガイドライン」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容を参考とすること。

（参考）自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン

[https://www.biodic.go.jp/kiso/mp/masterplan\\_fuzoku2\\_guideline.pdf](https://www.biodic.go.jp/kiso/mp/masterplan_fuzoku2_guideline.pdf)

提出場所 環境省自然環境局生物多様性センター

※1 メタデータは、環境省担当官から提供するツールを用いて作成すること。

## 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(2) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和7年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（里地調査）」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和7年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（里地調査）」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省自然環境局生物多様性センター保全科（TEL:0555-72-6033）

(4) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館及び下記ホームページにおいて閲覧可能である。

<https://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/reports/index.html>

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「 “ ” 」→「 ” ” 」、「 ` ´ 」→「 ´ 」、「 - 」→「 - 」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。二度目以降は化学記号のみでも可。  
例：carbon dioxide (CO<sub>2</sub>)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

## 2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りではない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン

ン14) 」以降で作成したもの)

- ・プレゼンテーション資料;Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン14) 」以降で作成したもの)
- ・画像;PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画:MP3 形式、MPEG2 形式又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7) 」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R (以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。) とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物 (研究・調査等の報告書) は、オープンデータ (二次利用可能な状態) として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト e-Gov データポータル

(<https://data.e-gov.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明 (メタデータ) について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

### 4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

検討委員（敬称略・五十音順）

青木 雄司 （神奈川県立生命の星・地球博物館；神奈川県小田原市）

植村 慎吾 （特定非営利活動法人バードリサーチ；東京都国立市）

尾崎 煙雄 （千葉県立中央博物館；千葉県千葉市）

畠 佐代子 （全国カヤネズミ・ネットワーク；京都府京都市）

松島 野枝 （国立研究開発法人国立環境研究所；茨城県つくば市）

深谷 肇一 （国立研究開発法人国立環境研究所；茨城県つくば市）

ほか、昆虫類の学識経験者 1名（調整中）

コアサイト (18か所)

添付資料 2

都道府県	サイト番号	コアサイト/準 コアサイト	公表サイト名	公表団体名	公表所在地	植物	鳥類	哺乳類	カヤネズミ	カエル類	チョウ類	ホタル類	植生図
茨城	C001	コア	穴塚の里山	認定NPO法人 穴塚の自然と歴史の会	茨城県土浦市、つくば市	○	○	○	○	○	○		
福井	C002	コア	中池見湿地	ナチュラルリスト敦賀 緑と水の会	福井県敦賀市	○	○	○	○	○		○	
大阪	C003	コア	穂谷の里山	公益社団法人 大阪自然環境保全協会	大阪府枚方市	○	○	○	○	○	○	○	○
大分	C004	準コア	久住草原	NPO法人 おおいた生物多様性保全センター	大分県竹田市	○	○				○		○
山形	C005	コア	天狗森	出羽三山の自然を守る会	山形県鶴岡市	○	○	○		○	○	○	○
北海道	C006	コア	八サンベツ里山計画地	NPO法人 雨澤別学校	北海道夕張郡栗山町	○	○	○		○		○	
岩手	C007	コア	樺ノ沢	NPO法人 里山自然学校はずみの里	岩手県一関市	○	○	○		○	○	○	○
長野	C008	準コア	たねほさんのハナノキ湿地	はなのき友の会	長野県飯田市	○	○	○			○		
北海道	C009	準コア	小清水原生花園	NPO法人 クラウドワークこしみず	北海道斜里郡小清水町	○	○						
兵庫	C010	準コア	黒谷の棚田	NPO法人 アルファグリーンネット	兵庫県淡路市	○	○						
鳥根	C011	準コア	三瓶山北の原	公益財団法人 しまね自然と環境財団	鳥根県大田市	○	○						
鹿児島	C012	準コア	漆の里山	漆の里山調査の会	鹿児島県始良市	○	○						
愛知	C013	コア	海上の森	海上の森モニタリングサイト1000調査の会	愛知県瀬戸市	○	○	○			○	○	
北海道	C014	コア	帯広の森	エソリスの会	北海道帯広市・芽室町	○	○	○		○	○		○
千葉	C015	準コア	大山千枚田	NPO法人 大山千枚田保存会	千葉県鴨川市	○	○			○		○	
愛媛	C016	コア	上林の里山	愛媛自然環境調査会	愛媛県東温市	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄	C017	準コア	祖納の里山	NPO法人 西表島エコツーリズム協会	沖縄県八重山郡竹富町	○	○					○	
広島	C018	コア	世羅・御調のさと	世羅・御調の自然史研究会	広島県尾道市・世羅町	○	○	○	○	○	○		

※C003「穂谷の里山」のみトンボ調査を行っている。

一般サイト (182か所)

第5期から参加

添付資料 3

都道府県	サイト番号	公表サイト名	公表団体名	公表所在地	植物	鳥類	哺乳類	カヤネズミ	カエル類	チョウ類	ホタル類	植生図
北海道	S002	平岡公園、東部緑地	平岡どんぐりの森	北海道札幌市清田区					○			
	S003	糸井緑地	自然ウォッチングセンター	北海道苫小牧市	○	○	○					
	S004	越後沼温原	越後沼研究会	北海道江別市	○							
	S007	名駒地区	蘭越自然探検隊	北海道磯谷郡蘭越町	○							
	S008	稲美農業用水路調査地	ふるさと美幌の自然と語る会	北海道網走郡美幌町								○
	S182	嵐山公園	公益財団法人 旭川市公園緑地協会 旭川市北野草園	北海道上川郡鷹栖町・旭川市	○							
	S183	石狩浜海岸砂丘とその周辺	いしかり海辺ファンクラブ	北海道石狩市	○							
	S308	北広島市レクリエーションの森	まちを好きになる市民大宇OB会 自然観察グループ	北海道北広島市	○	○	○		○		○	
	S309	大野地区の里地里山	北海道大野農業高等学校	北海道北斗市	○							
	S310	生花の森	一般財団法人 史春森林財団	北海道広尾郡大樹町	○	○	○					
	S311	豊北原生花園	豊北植物調査会	北海道中川郡豊頃町・十勝郡浦幌町	○							
岩手	S186	大小迫 つむぎの家の里地・里山・山林・水辺	大小迫 つむぎの家	岩手県大船渡市			○		○		○	
	S312	自鏡山	久保川イーハトーブ自然再生協議会	岩手県一関市	○	○	○			○	○	
宮城	S018	青葉山周辺の広瀬川とその支流群	宮城県淡水魚類研究会	宮城県仙台市青葉区					○		○	
	S021	波伝谷	南三陸ネイチャーセンター友の会	宮城県本吉郡南三陸町			○					
	S313	どんぐりの森	NPO法人 どんぐりの森	宮城県柴田郡川崎町			○					
秋田	S234	寒風山	ネイチャー40	秋田県男鹿市	○							
	S314	八面沢	個人	秋田県大館市	○							
	S315	秋田男鹿琴川	個人	秋田県男鹿市			○					
	S316	鹿内里山	個人	秋田県雄勝郡羽後町						○		
山形	S235	玉川地区	個人	山形県鶴岡市			○					
	S236	上山屋地区	神楽山茶の自然を守る会	山形県新庄市							○	
福島	S023	福島市小島の森	福島市小島の森	福島県福島市	○	○						
	S026	滑川浜周辺の里地	七色自然くらぶ	茨城県日立市	○	○						○
	S027	牛久自然観察の森及びその周辺	牛久自然観察の森	茨城県牛久市			○					
	S028	奥山地区	小さな鳥の資料館	茨城県守谷市		○						
	S188	小木津山自然公園	おきつ山森の会	茨城県日立市	○	○			○			
	S239	成沢の里山	茨城大学理学部生態学研究室	茨城県水戸市								○
	S240	逆川緑地	逆川緑地自生ポータル保存会	茨城県水戸市					○		○	
	S241	若葉「榎の小径」と周辺	NPO法人 やまひと倶楽部	茨城県龍ヶ崎町								○
	S329	NEC田んぼ作りプロジェクトの谷津田	認定NPO法人 アサヒ基金/NEC合同	茨城県牛久市、竜ヶ崎町					○		○	
栃木	S030	ハローウッズ	ホンタモヒリテイランド株式会社 モビリティリゾートもてぎ ハローウッズ	栃木県芳賀郡茂木町	○	○	○		○	○	○	
	S243	上古山湿地	下野市自然に親しむ会	栃木県下野市	○				○			
	S244	三ツ川町明治地区	明治里山再生プロジェクト	栃木県河内郡上三川町	○							
	S245	那須平成の森 学びの森・ふれあいの森	日光国立公園 那須平成の森	栃木県那須郡那須町	○		○		○	○	○	
	S032	桐生自然観察の森	桐生自然観察の森友の会	群馬県桐生市	○	○	○		○	○	○	○
	S034	上ノ原	森林塾青水	群馬県利根郡みなかみ町								○
群馬	S246	サンデンフォレスト	サンデン株式会社 施設管理セクション ECOSチーム	群馬県前橋市			○		○		○	
	S247	鹿沢	鹿沢万歳パークボランティアの会	群馬県吾妻郡嬭恋村	○		○					
	S248	真沢地区	さなざわ里山だんたんの会 (NPO 里山環境さなざわ)	群馬県利根郡みなかみ町					○			
	S036	見沼地域	さいたま緑のトラスト1号地	埼玉県さいたま市			○			○	○	
	S037	天覧山・多峯主山周辺景観緑地	NPO法人 天覧山・多峯主山の自然を守る会	埼玉県飯能市	○	○	○	○	○	○	○	
千葉	S230	熊井の森	埼玉県生態系保護協会 東松山・鳩山・滑川支部	埼玉県比企郡鳩山町		○						
	S317	ゆるむしの森	ゆるむしの森プロジェクト	埼玉県白岡市							○	
	S040	下志津・野田谷津 中・下流域	公益財団法人 佐倉緑の基金	千葉県佐倉市					○			
	S041	市野谷の森	NPO法人 NPOさとやま	千葉県流山市			○			○		
	S042	ほとろの里	八千代市ほとろの里づくり実行委員会	千葉県八千代市								
	S044	匠塚の里山	敬愛大学八日市場高等学校 自然科学部	千葉県匝瑳市					○		○	
	S045	竜腹寺地区周辺の谷津田と斜面林	里山の会ECOMO	千葉県印西市					○			
	S191	松子地区	一宮ネイチャークラブ	千葉県長生郡一宮町					○		○	
	S249	坂月川上流一帯	坂月川自然環境調査グループ (坂月川愛好会)	千葉県千葉市若葉区	○	○			○	○	○	
	S250	大草谷津田いきものの里	大草いきもの調査隊	千葉県千葉市若葉区	○				○		○	
	S251	堂谷津の里	NPO法人 バランス21	千葉県千葉市若葉区					○		○	
	S252	ヤマトミクリの里	ヤマトミクリの里づくり協議会	千葉県八千代市					○		○	
	S253	大月川源流部	川原井自然学校	千葉県袖ヶ浦市				○	○	○	○	
	S327	ヤマナハウス	南房総三方のシェア里山「ヤマナハウス」	千葉県南房総市			○	○	○	○	○	
	東京	S047	道場入り周辺の里山	畦っこ元気くらぶ	東京都八王子市	○						
S048		東京都立長沼公園	多摩丘陵の自然を守る会	東京都八王子市	○							
S050		長池公園	NPO法人 フェージョン長池	東京都八王子市					○			
S051		犬目地区	犬目の野鳥グループ/工学院大学自然科学研究部合同	東京都八王子市			○					○
S052		木下沢都有保健保安林	木下沢調査クラブ	東京都八王子市					○			
S053		青梅の杜	環境NPO ヘルテ	東京都青梅市	○							
S054		多摩動物公園内	多摩動物公園内	東京都日野市		○						
S055		宮野入谷戸	生き物倶楽部	東京都武蔵村山市	○	○						
S057		平井川	川原で遊ぶ会	東京都あきる野市・西多摩郡日の出町					○			
S059		秩父多摩甲斐国立公園 山のふるさと村園内	株式会社 自然教育研究センター	東京都西多摩郡奥多摩町	○				○			
S192		野川 世田谷区成城・狛江市流域	個人	東京都世田谷区・狛江市							○	
S193	奥多摩むかし道地区	国立公園奥多摩サポートレンジャー会	東京都西多摩郡奥多摩町									
S254	成城三丁目緑地・次大夫堀公園	科学技術学園高等学校 自然観察クラブ	東京都世田谷区	○								
S256	裏高尾	高尾サポートレンジャー会	東京都八王子市	○		○						
S257	高尾の森自然学校	高尾の森自然学校	東京都八王子市	○		○						
S259	東京都立小峰公園	東京都公園協会 小峰ビジターセンター	東京都あきる野市					○	○	○		
S330	南多摩地域のキャンパス緑地	多摩丘陵の大学キャンパスの里山調査ネットワーク	東京都日野市、八王子市					○				
神奈川	S062	舞岡公園	NPO法人 舞岡・やとひと未来	神奈川県横浜市戸塚区					○		○	
	S063	梅田川流域	チームLMP	神奈川県横浜市緑区	○	○						
	S064	瀬上の森	瀬上さとやまのりの会	神奈川県横浜市栄区	○	○		○	○		○	
	S065	横浜自然観察の森	横浜自然観察の森	神奈川県横浜市栄区	○	○	○		○	○	○	○
	S066	奈良川源流域(源流域周辺の里山地域)	奈良川源流域を守る会	神奈川県横浜市青葉区	○	○			○			
	S069	光の丘水辺公園	水辺公園友の会	神奈川県横須賀市	○				○	○	○	
	S070	山崎、鎌倉中央公園	NPO法人 山崎・谷戸の会	神奈川県鎌倉市	○	○			○	○	○	
	S071	天神谷戸・石川丸山谷戸とその集水域	日本大学生物資源科学部地域環境保全学研究室	神奈川県藤沢市	○							○
	S072	中村川およびその周辺の里山	個人	神奈川県小田原市	○							○
	S075	いまいすみほたる公園	秦野のホタルを守る会	神奈川県秦野市								○
	S076	東京農業大学厚木キャンパス	東京農業大学厚木支部動物研究部	神奈川県厚木市			○					
	S077	神奈川県立座間谷戸山公園	座間のホタルを守る会	神奈川県座間市								○
	S078	神奈川県立座間谷戸山公園	グリーンタフ・座間谷戸山公園グループ	神奈川県座間市	○							
	S079	芹沢公園	芹沢親と子の自然観察会	神奈川県座間市			○					
	S080	西丹沢周辺地域	個人	神奈川県足柄上郡山北町			○					
	S081	尾山耕地・中津川周辺	あいかわ自然ネットワーク	神奈川県愛甲郡愛川町					○	○		
	S195	青葉区西部の里山	青葉区里山クラブ	神奈川県横浜市青葉区								○
	S197	青根の水源林、沢・道志川、水田	あさおね社中 くすはの家 & くすはの家・えのきの会 合同グループ	神奈川県相模原市緑区					○	○		○
	S198	葛葉緑地	個人	神奈川県秦野市	○	○	○		○	○	○	○
	S231	鷹取山	鷹取山自然観察会	神奈川県横須賀市	○	○						
S263	池子の森自然公園	池子の森自然公園自然環境調査会	神奈川県逗子市	○	○	○		○	○	○		
S318	沢山池の里山	三浦半島昆虫研究会	神奈川県横須賀市								○	
S328	新治市民の森	新治里山モニタリングチーム	神奈川県横浜市緑区	○				○	○	○		
新潟	S081	新津・秋葉山	個人	新潟県新潟市秋葉区								
	S082	越路原丘陵	越路ホタルの会	新潟県長岡市								○
	S086	越路原丘陵	公益財団法人 こしじ水と緑の会	新潟県長岡市	○	○						
	S265	緑公園水沢地内	緑公園水沢推進協議会	新潟県小千谷市								
富山	S090	小出スキ一場 及び小出西山地域北部	NPO法人 スノーパーク小出	新潟県魚沼市	○							
	S091	呉羽丘陵	NPO法人 立山自然保護ネットワーク	富山県富山市	○							
	S319	五箇山菅沼周辺	個人	富山県南砺市	○	○	○		○			
石川	S095	五箇山自然文化研究会	個人	富山県南砺市	○	○	○		○			
	S266	里山里海自然学校保全林	NPO法人 能登半島おらっちゃんの里山里海	石川県珠洲市					○		○	
	S270	犀川中流域	犀川鳥類調査隊	石川県金沢市	○	○						○
	S272	青年団伝統獅子舞 本郷地区	本郷地区青年団	石川県輪島市								○
	S272	御山神社社叢林	個人	石川県河北郡津幡町					○			



(別添2)

令和 年 月 日

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

令和8年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業（里地調査）  
に係る参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。  
応募要件を満たしていることを、添付資料のとおり証明します。  
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- (1) 業務実績に関する要件①（様式1）
- (2) 業務実績に関する要件②（様式1）
- (3) 会社概要等（様式任意）

(担当者等)

所属部署：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

## 1. 業務実績に関する要件①

(作成注)

里地における広域(北海道、本州、四国及び九州地方の各1か所以上)的な動植物の生息・生育状況調査実施の経験について、業務名、それぞれの概要等を記載すること。

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受託者名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務の概要			

注1 本様式は、A4版5枚以内に記載すること。

注2 業務名は5件まで記載できるものとする。

注3 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務実績要件が分かるよう、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し(下請の場合のみ)を添付すること。

## 2. 業務実績に関する要件②

(作成注)

調査結果の収集・集計・整理を行う者の、里地における動植物の調査に関する資格または実績について、業務名、概要等を記載すること。

氏名			
所属・役職		経験年数(うち本業務の類似業務従事年数)	
		年( 年)	
専門分野			
所有資格			
業務の実績			
業務名	業務概要	履行期間	
		年 月～ 年 月	

注1 本様式は、A4版5枚以内に記載すること。

注2 調査結果の収集・集計・整理を行う者は、5名まで記載できるものとする。複数名を記載する場合は表を複製して使用すること。

注3 業務の実績は5業務まで記載できるものとする。複数の業務を記載する場合は業務実績の欄を追加して記載すること。

注4 業務概要の欄には、業務実績要件が分かるよう、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。